



ロシアによるウクライナ軍事侵略開始から1年、  
改めて軍事侵略に強く抗議し、  
ロシアに対して国際法の遵守、及び平和と人権被害の回復を求めると共に、  
国際社会・日本政府・企業に対しても責任ある行動を求める

2023年2月24日、東京  
特定非営利活動法人 ヒューマンライツ・ナウ

2022年2月24日のロシア政府による全面的なウクライナ軍事侵略から今日で1年が経過する。

東京を拠点とする国際人権NGOヒューマンライツ・ナウ(HRN)は、当初よりこの軍事侵略は、武力行使を原則禁止する国連憲章に対する重大な違反であり、ウクライナの民間人の生命及び安全に対する権利を深刻に侵害するものであると強く非難し<sup>1</sup>、特に原子力発電所等のインフラ施設への攻撃や核兵器使用の意思を示す脅迫に懸念を表明してきた<sup>2</sup>。HRNは、1月31日にはロシア政府の軍事侵略を可能とする経済・財政資源へのアクセスを遮断する目的で活動する国際キャンペーン「The Business for Ukraine (B4Ukraine)」へ参画し、「ビジネスと人権」の観点からも取り組むこととした<sup>3</sup>。

ロシアによる侵略及び軍事行動の即時停止を求める声は、国連総会決議を始め、国際社会から広範にあがり<sup>4</sup>、2022年3月には国際司法裁判所が、ジェノサイド条約に基づく仮保全措置決定を出し、ロシアに対し、軍事作戦の即時停止をするよう命じた<sup>6</sup>。

ところが、ロシアが侵略行為を停止せず、軍事行動の拡大により民間人に多大な犠牲をもたらしている。HRNはロシアによる違法な侵略行為と戦闘行為による人権侵害を強く非難する。

## 1 ウクライナにおける人権侵害の状況は極めて深刻である。

2022年10月18日、国連人権理事会の委任を受けたウクライナに関する独立国際調査委員会は調査報告書を国連総会に提出、同報告書は、ウクライナにおいて戦争犯罪、人権侵害、国際人道法違反が行われており、「ロシア軍が、戦争犯罪を含む、今回特定された国際法違反の圧倒

<sup>1</sup> HRN 「【緊急声明】ロシア軍のウクライナ軍事侵攻を強く非難する」2022年2月25日 (<https://hrn.or.jp/news/21424/>)

<sup>2</sup> HRN 「【緊急声明】ロシア政府によるウクライナ侵略および 重大な国際人権・人道法違反行為に抗議し、軍隊の即時撤退を求める」2022年3月9日 (<https://hrn.or.jp/news/21478/>)

<sup>3</sup> HRN 「【宣言賛同表明】「The Business for Ukraine (B4Ukraine)」に賛同しました。」2023年1月3日 (<https://hrn.or.jp/news/22736/>)。同ウェブサイトにてB4Ukraineの宣言等の日本語訳を公開している。

<sup>4</sup> General Assembly Resolution, A/RES/ES-11/1, 2 March 2022.

<sup>5</sup> General Assembly Resolution, A/ES-11/L.7, 23 February 2023.

<sup>6</sup> ICJ, Order on provisional measure, 16 March 2022, Allegations of Genocide Under the Convention on the Prevention and Punishment of the Crimes of Genocide.

的大部分(the vast majority)について責任を負う。」と結論付けた<sup>7</sup>。同報告書によれば、ロシア軍占領地域において、即決処刑(summary executions)、不法監禁、拷問、虐待、レイプ、その他性的暴力のパターンが見られ、人々が拘束され、強制移送され、更に強制失踪の被害を受けたとされる。このうち性的暴行の被害者は4歳から80歳以上の全ての年齢に及んでいると報告されている。さらに子どもを含む被害者への、うつ病、不安障害、心的外傷後ストレス障害など長期にわたる精神的影響は計り知れない。

ロシアに強制移送された人々は未だにその多くの行方が分かっていない。2023年2月14日、イェール大学人道研究所は、戦争が開始されてから1年近くの間を生後数ヶ月から17歳までの6000人以上の子どもたちが、ロシア占領下にあるクリミア半島やシベリアを含むロシア国内にある施設に収容され、再教育、場合によっては軍事訓練や強制的な養子縁組が行われていると発表した<sup>8</sup>。保護された人物の不法な移送や国外退去は、民間人の保護について定めたジュネーブ条約などの国際人道法に違反している。

2023年2月12日までに、ミサイルや空爆など広範囲に被害をもたらす兵器による無差別攻撃によって、少なくとも1万8955人のウクライナの民間人死傷者が確認されており、7199人のウクライナの民間人(うち子ども438人)の命が奪われている<sup>9</sup>。ロシアの軍事攻撃は電子力発電所等のインフラ施設を壊滅的に破壊したほか、民間人の居住するマンションやショッピングセンター、学校等への攻撃も広範に行われている。2023年2月21日時点で、ヨーロッパ全土で登録されたウクライナからの難民は808万7952人にも及んでいる<sup>10</sup>。民間人の犠牲については、特にブチャ、マリウポリ、イジューム等で、おびただしい数の犠牲が確認されたとの報道がなされており、ロシア軍による虐殺が強く疑われている。

こうしたロシアの軍事行動及びこれに伴う民間人・民間施設への攻撃、民間人の虐殺、レイプ等の性的暴力、強制移送等はいずれもジュネーブ諸条約をはじめとする国際人道法に対する重大な違反であり、その多くが戦争犯罪に該当し、さらに広範かつ系統的に、ウクライナの住民を攻撃するものであることから人道に対する罪、ジェノサイドに該当する行為であることが疑われる。

一方、ロシア国内においては、ロシア政府が戦争への抗議者に対する厳しい弾圧や言論・情報統制を続ける中、動員令をかける等戦闘をさらに激化させる構えを見せており、戦争終結の兆しは見え、戦争の更なる長期化が懸念される。

国際社会が一致して、一刻々も早く、ロシアによる違法な侵略行為および人権侵害を停止させ、平和を実現するとともに、重大な人権侵害に対する説明責任を追及することが求められている。

---

<sup>7</sup> The UN Independent International Commission of Inquiry on Ukraine OHCHR, A/77/533, 18 October 2022 (<https://www.ohchr.org/en/documents/reports/a77533-independent-international-commission-inquiry-ukraine-note-secretary>). なお、同報告書によれば、ウクライナ軍のいくつかのケース (some cases) における行為についても人道法違反が指摘されている。

<sup>8</sup> Yale School of Public Health, RUSSIA'S SYSTEMATIC PROGRAM FOR THE RE-EDUCATION & ADOPTION of UKRAINE'S CHILDREN, 14 February 2023 (<https://hub.conflictobservatory.org/portal/sharing/rest/content/items/97f919ccfe524d31a241b53ca44076b8/data> <https://reliefweb.int/report/ukraine/russias-systematic-program-re-education-adoption-ukraines-children>).

<sup>9</sup> OHCHR, Ukraine: civilian casualty update 13 February 2023 (<https://www.ohchr.org/en/news/2023/02/ukraine-civilian-casualty-update-13-february-2023>).

<sup>10</sup> UNHCR, Operational Data Portal UKRAINE REFUGEE SITUATION ([https://data.unhcr.org/en/situations/ukraine#\\_ga=2.159303161.2120237646.1676424209-1583736440.1676424209](https://data.unhcr.org/en/situations/ukraine#_ga=2.159303161.2120237646.1676424209-1583736440.1676424209)).

## 2 日本政府及び日本企業等の状況(特にビジネスと人権の観点から)

日本国内に目を転じると、日本政府は、1月27日の閣議で資産凍結対象や輸出規制対象の拡大など、ロシアに対する追加の制裁措置を決定し、G7をはじめとする国際社会と連携し対ロシア制裁とウクライナ支援を推進していく姿勢を示している。私たちは日本政府が、武力によらない平和構築と基本的人権の尊重を基礎とする取り組みを行う限りにおいて、このようなロシア制裁・ウクライナ支援を支持する。

また、ロシアで事業を継続している企業に対しては、2022年9月に政府が公表した「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」にも明言されている、紛争等の影響を受ける地域における、「強化された人権デュー・ディリジェンス(Hightened Human Rights Due Dilligence)」を実施することが不可欠である(以下、人権デュー・ディリジェンスにつき、「人権DD」とする)。

ところが、ビジネスと人権リソースセンターが実施したアンケート調査によれば、ウクライナおよび/またはロシアで事業もしくは投資を行っている世界企業400社のうち日本企業11社については、人権DDに関する質問状に完全に回答した企業は1社にとどまっている<sup>11</sup>。

また、B4Ukraineに参画するKSE Instituteが行う共同プロジェクト(The LeaveRussia Project)の調査によれば、80社を超える日本企業(プライム市場上場会社を含む)がロシアで事業を継続していることが具体的な企業名と共に指摘されており、そのうちロシアでの事業展開について公式に情報開示をしていない企業が少なくない(2023年2月14日時点)<sup>12</sup>。同団体によれば、判明しているかぎり、2022年開始時点においてロシアで事業を行っていた日本企業166社中113社(68%)が同事業を継続しており、2021年に日本企業がロシア政府に支払った税金は5億USドル近くにも及び、その金額はロシアのウクライナ戦争の戦費2日間分に相当する。

強制力を伴わない任意規定であるガイドラインに限界があることは他国の例を見ても明らかであるが、このようなロシアにおける日本企業の事業展開の現状、およびロシアにおけるバリューチェーンの人権DDの実施状況からしてもガイドラインの実効性には大いに疑問を呈さざるを得ない。このままでは、日本企業に関わって生活する私たち市民が、ロシアによる戦争や人権侵害に加担し続けることになってしまう。

国際スタンダードに則った、実効性のある人権DDの実施を確保し、人権DDを企業に義務付ける立法を行い、ロシア政府の経済・財政資源へのアクセスを遮断することが求められる。

## 3 HRNからの勧告

全面軍事侵略から1年が経過した今日、HRNは、改めて以下のとおり求める。

(1) ロシアに対して、

- 即時かつ無条件でウクライナにおけるすべての軍事行動を停止し、ウクライナからの全ての兵を撤退させること。

<sup>11</sup> <https://www.business-humanrights.org/en/latest-news/russian-invasion-of-ukraine-what-companies-have-to-say-about-their-human-rights-due-diligence/>

<sup>12</sup> <https://leave-russia.org/?f1t%5B131%5D%5Beq%5D%5B%5D=354>

- 国際人権法、人道法、ジェノサイド条約に違反するすべての行為についても即時かつ無条件で停止し、捕虜、拘束下に置く人々、強制移送した人々を釈放し、全ての人権侵害に対する説明責任を果たし、賠償を行うこと。
- 今後断じて、武力による侵略、領土の併合、人類全体の生存を脅かす核兵器使用およびその威嚇、原発攻撃を行わないこと。
- ロシア国内で戦争や政権への方針への反対等を実質的な理由として拘束されているロシア国民その他人々を即時釈放すること。また、ウクライナ兵等の戦争当事者に対する拘束下での人道的処遇を確保すること。
- ロシアにおける報道の自由を確保し、ロシア国内外で戦争に反対する声を上げるロシア国民その他人々の表現の自由を尊重すること。

(2) 国際社会に対して、

- ロシアの国際法違反を決して容認することなく、一致した行為により軍事侵略を許さないこと、紛争の平和的解決へのあらゆる努力を行うこと。
- 戦闘行為の影響を受けたすべての被害者の最も基本的な人権を尊重し、人命救助や、紛争避難民の積極的な保護を行うこと。
- ロシア軍のあらゆる行動を監視・記録し、今回の軍事侵略及びこれに伴う人権侵害について国際人道法及び国際刑事法に基づきその責任を今後徹底的に追及すること。
- 今一度、武力不行使原則および侵略行為は許されないとの国際法の根本原則を確認すること。
- ミャンマー、シリア、アフガニスタンなどウクライナ以外の紛争地における深刻な人権侵害についても同時に取り組み、紛争避難民の保護を図ること。

(3) 日本政府に対して、

- 広く国際社会と連携し、対ロシア制裁とウクライナ支援を推進し、武力によらない普遍的な人権の尊重を基礎とする平和構築の取り組みを行うこと。ただし、ウクライナ軍事侵略を奇貨として、基本的人権の尊重、平和主義に反する軍備増強は行わないこと。
- ウクライナからの紛争避難民を受け入れ、稼働可能な安定的な在留資格及び生活支援を付与すること。
- ロシアのバリューチェーンに関する日本企業の「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」の遵守状況を調査すること。また、「強化された人権DD」の必要性を加味した人権DDを企業に法的に義務付ける立法を速やかに行うこと。特に、公共調達や、ODA事業等の要件及び手続きにおいて、強化された人権DDの必要性を加味した人権DDの観点を組み込むこと。

(4) ロシアで事業を継続する企業及びその投融資事業者等に対して、

- 当該企業は、国連指導原則及び国際人権基準を尊重し、日本政府の策定した「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」等も踏まえ、当該事業に関して実施された「強化された人権DD」の結果を公表し(あるいは未実施なのであれば直ちに実施の上で結果を公表し)、自らがロシアで事業を継続することの必要性、継続に伴い人権侵害に関与するリスク及びその対応について、自社と関わりのある労働者・投資家・消費者・ウクライナ人コミュニティ等に対する説明責任を果たすこと。

- 当該企業は、「強化された人権DD」の結果、人権侵害に關与するリスクを合理的に管理できない場合、事業の中断や撤退を検討すること。
- 当該企業に対して投資・経済支援を行う機関投資家及び銀行等は、当該企業に対して、上記事項を実施するよう促すこと。